

令和6年度火災予防作品募集要項

1 趣 旨

火災の大半が、わずかな不注意等により発生していることや、高齢者が火災により多数亡くなっていることから、次代を担う少年少女や豊富な人生経験と知識を持つ高齢者を対象として火災予防作品を広く募集し、優秀な作品を発表するとともに、火災予防ポスターや防火標語の活用等により、県民に対する火災予防思想の啓発を図り、もって県民の安心・安全の確保に寄与する。

2 主催・共催・後援

主 催	山 口 県 公益財団法人 山 口 県 消 防 協 会 山 口 県 消 防 ク ラ ブ 連 合 会
共 催	一般財団法人 山 口 県 消 防 設 備 協 会 一般社団法人 山 口 県 危 険 物 安 全 協 会 連 合 会
後 援	山 口 県 教 育 委 員 会

3 募 集 要 領

(1) 火 災 予 防 ポ ス タ ー の 部

ア 応 募 資 格

県内に居住する又は県内の小・中学校に在籍する児童・生徒

イ 作 品

(ア) 課 題

- 住宅防火（特に、住宅用火災警報器）に関するもの。
- 放火火災の防止に関するもの。
- 防災エプロン(※)の普及に関するもの。

※ 炎にふれても火がつきにくく、燃え広がらない素材を使用したエプロン。

- その他火災予防に関するもの。ただし、山火事予防に関するものは除く。

(イ) 画用紙の大きさは四つ切りとし、たて長で使用する。

(ウ) 応募は、1人1点とし、裏面に、学校名、学年、氏名（ふりがな）を明記する。

(エ) クレヨン・水彩等、表現材料は自由とする。

(オ) 使用する色は、制限しない。

(カ) 文字は、入れても入れなくてもよい。

ウ 応募締切期日

令和6年10月7日(月)

エ 提出先

学校ごとに取りまとめ、管轄の消防本部(局)へ提出すること。

(2) 火災予防習字の部

ア 応募資格

県内に居住する又は県内の小・中学校に在籍する児童・生徒

イ 作品

(ア) 課題

- | | | | |
|--------|-------|-------|-------------|
| ○小学生の部 | 1・2年生 | ----- | <u>ひのもと</u> |
| | 3・4年生 | ----- | <u>火の用心</u> |
| | 5・6年生 | ----- | <u>火元点検</u> |

○中学生の部 以下のいずれかひとつとする。

防災訓練

消防設備

火災予防

(イ) 書体

○小学生の部は、楷書とする。

○中学生の部は、楷書又は行書とする。

(ウ) 学校名、学年、氏名を明記すること。

(エ) 紙は、半紙の大きさとする。

(オ) 応募は、1人1点とする。

ウ 応募締切期日

令和6年10月7日(月)

エ 提出先

学校ごとに取りまとめ、管轄の消防本部(局)へ提出すること。

(3) 火災予防絵画の部

ア 応募資格

県内の幼稚園及び保育所の園児 (年長組に限る。)

イ 作品

(ア) 火災予防に関するものであること。ただし、山火事予防に関するものは除く。

- (イ) 画用紙の大きさは四つ切りとする。
- (ウ) 応募は、1人1点とし、裏面に、施設名、年齢、氏名（ふりがな）を明記する。
- (エ) クレヨン・水彩等、表現材料は自由とする。
- (オ) 使用する色は、制限しない。

ウ 応募締切期日

令和6年10月7日（月）

エ 提出先

施設ごとに取りまとめ、管轄の消防本部（局）へ提出すること。

(4) 防火標語の部

ア 応募資格

県内に居住する65歳以上（令和6年4月1日現在とする。）の高齢者

イ 作品

(ア) 課題

- 住宅防火（特に、住宅用火災警報器）に関するもの。
- 放火火災の防止に関するもの。
- 防災エプロン（※）の普及に関するもの。
※ 炎にふれても火が付きにくく、燃え広がらない素材を使用したエプロン。
- その他火災予防に関するもの。ただし、山火事予防に関するものは除く。

(イ) 別紙様式又はハガキによること。

(ウ) 応募は、1人1点とする。

(エ) ハガキで応募する場合は、作品（標語）、郵便番号、住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号を明記すること。

ウ 応募締切期日

令和6年10月7日（月）

エ 提出先

応募しようとする者が居住する管轄の消防本部（局）へ別紙様式を提出又はハガキにより郵送すること。応募しようとする者が居住外の管轄の消防本部（局）に提出又はハガキにより郵送されたものは、審査対象外とする。

(5) その他

- ア 作品は、すべて自作の未発表のものとする。
- イ 提出された作品は、原則、本人に返却しない。
- ウ 著作権は、主催者に帰属するものであること。

4 審査要領

(1) 第 1 次 審査

- ア 各消防本部（局）において、ポスター、習字、絵画、標語の部門ごとに提出された作品について審査を行う。
- イ 3募集要領の規格外の作品については、審査対象外とする。
- ウ 審査員の人数等について
 - (ア) ポスター、習字、絵画
審査員は5人程度とし、うち2人は図画又は習字の専門家を入れることが望ましい。
 - (イ) 標 語
審査員は5人程度を目安とする。
- エ 審査会において、別表1「第2次審査（県）提出作品数」以内の点数の優良作品を選出し、令和6年11月1日（金）までに、県（消防保安課）に提出すること。
なお、防火標語については、過去に使用された全国統一防火標語や山口県防火標語最優秀作品と同一又は類似する作品は事前~~に~~選別し、審査対象外とする。
- オ 応募締切期日については、各地区の関係機関と協議の上、変更しても差し支えないが、県（消防保安課）への提出期日は厳守すること。
- カ 第1次審査において選出した作品を消防本部が県に提出する要領については、別に定めるものとする。
- キ 県（消防保安課）への提出要領については、後日通知する。

(2) 第 2 次 審査

- ア 県において、火災予防ポスターの部、火災予防習字の部、火災予防絵画の部及び防火標語の部ごとに、各消防本部（局）から提出された作品を審査する。
- イ 審査要領については、別に定めるものとする。
- ウ 火災予防ポスターの部の最優秀作品は、小学生の部、中学生の部のいずれか一方に住宅用火災警報器に関するものを選定する。

5 入賞の取扱いについて

入賞の範囲は、火災予防ポスターの部（小学生、中学生別）、火災予防習字の部（小学生、中学生別）、火災予防絵画の部及び防火標語の部ごとに、概ね次の表のとおりとする。

部門別入賞点数一覧表

賞	部門別						計
	ポスター		習字		絵画	防火標語	
	小学生	中学生	小学生	中学生	幼稚・保育園児	高齢者	
最優秀	1	1	1	1	—	1	5
優 秀	4	4	4	4	10	2	28
優 良	10	10	10	10	—	4	44
合 計	15	15	15	15	10	7	77

(注) 県に提出された作品のうち、選外となったものは、すべて入選とする。
 ただし、絵画のみ、優秀以外は、すべて優良とする。

6 発 表

入賞発表は、令和6年度中とし、各消防本部（局）に審査結果を通知する。

あわせて、県（消防保安課）ホームページにおいても審査結果を掲載する。

なお、ポスターの部及び防火標語の部の各最優秀作品については、令和7年の山口県火災予防ポスターに使用する予定である。

その際、防火標語の部の最優秀作品は、そのテーマに即した内容のポスターに使用し、もう一方のポスターには、防火標語の部の他の上位作品から、ポスターのテーマに即した内容のものを選定して使用する予定である。

別表 1

第 2 次 審 査 (県) 提 出 作 品 数

部 門	応募作品点数	第2次審査(県) 提出作品点数(上限)
ポスター(小学生)	500点以上	6点
	200点以上500点未満	5点
	100点以上200点未満	4点
	60点以上100点未満	3点
	60点未満	2点
ポスター(中学生)	200点以上	5点
	100点以上200点未満	4点
	60点以上100点未満	3点
	60点未満	2点
習字(小学生)	1,200点以上	8点
	800点以上1,200点未満	6点
	600点以上 800点未満	4点
	400点以上 600点未満	3点
	400点未満	2点
習字(中学生)	200点以上	6点
	150点以上 200点未満	5点
	100点以上150点未満	4点
	30点以上100点未満	3点
	30点未満	2点
絵 画	300点以上	6点
	200点以上300点未満	5点
	100点以上 200点未満	4点

	50点以上 100点未満	3点
	50点未満	2点
防 火 標 語	50点以上	5点
	15点以上 50点未満	3点
	15点未満	2点

別紙様式

住 所	〒		
(フリガナ) 氏 名	()	生年 月日	年 月 日 (西暦標記による)
電 話		年齢	才
標 語 (1点)			